

資料編

第 1 節 津山市環境基本条例

平成 14 年 12 月 20 日

津山市条例第 41 号

改正 平成 18 年 12 月 20 日条例第 50 号

平成 28 年 3 月 23 日条例第 22 号

平成 28 年 9 月 21 日条例第 42 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）

第 2 章 環境の保全等に関する施策の基本計画等（第 9 条～第 12 条）

第 3 章 環境の保全等に関する基本的施策（第 13 条～第 26 条）

第 4 章 環境の保全等に関する施策の推進体制（第 27 条～第 29 条）

第 5 章 環境政策審議会（第 30 条～第 33 条）

第 6 章 雑則（第 34 条）

付則

私たちのまち津山は、緑深く雄大な中国山地の裾野に位置し、吉井川や加茂川をはじめとした多くの川が流れる豊かな自然に恵まれた歴史と文化の薫るまちです。

私たちは、美しい緑と清らかな水の恵みを享受し、生活の営みを豊かにさせるとともに、地域の伝統や文化を育み、産業を発展させてきました。しかし、その一方で、私たちの生活にその利便性の向上をもたらしてきた資源やエネルギーの大量消費は、環境への負荷を増大させ、さらに、近年の地球温暖化の進行は、あらゆる生命の源である地球全体の環境にも重大な影響を及ぼし、人類共通の課題となっています。

もとより私たちは、良好な環境の下で生活を営むことができる権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っています。それゆえ、私たちは、日常生活等における活動が地域の環境、ひいては地球の環境に影響を与えていることを認識し、自らの生活と社会のあり方を見直す必要があります。

私たちは、このことを深く自覚し、全ての者がパートナーシップの下で協働して、あらゆる生命が豊かに育まれる持続可能な社会を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全、再生及び形成（以下「環境の保全等」という。）のための基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を確保し、持続可能な社会の実現及び地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 良好な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安心かつ安全で文化的な生活

を営むことができる生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、自然環境及び歴史文化環境をいう。

- (2) 市民団体 町内会、ボランティア団体等公益の増進に寄与することを目的として、主として市民又は事業者により組織された団体をいう。
- (3) パートナーシップ 市民、事業者、市民団体及び市がそれぞれの責任と役割の下で、相互に支え合い、相乗効果をもたらす関係をいう。
- (4) 共育 学校、家庭、職場、地域等において、市民、事業者及び市民団体（以下「市民等」という。）が対等な立場で相互に学び合い、共に生きる力と豊かな心を育むことをいう。
- (5) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による気候変動、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (7) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の状態が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (8) 再生可能エネルギー源 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等自然界に存する永続的に利用することができるものと認められる非化石エネルギー源をいう。
- (9) 低炭素社会 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出を抑制し、並びにその吸収作用を保全し、及び強化した環境への負荷が少ない社会をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての者の参画と環境優先の認識の下で、環境の保全上の支障が未然に防止されるとともに、良好な環境が確保され、将来の世代に引き継がれること。
- (2) 大気、水、大地その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び多様な自然環境が体系的に保全されることにより、自然と文化の調和のとれた環境が実現されること。
- (3) 地域の風土、歴史、文化等をいかし、育てることにより、潤いと安らぎのある環境が実現されること。
- (4) 環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図るとともに、循環型で持続可能な低炭素社会が構築されること。
- (5) 地域社会のあらゆる場において、環境の保全等に関する共育や活動を通じて環境についての理解を深めることにより、環境の保全等に資する人づくりが図られること。
- (6) 地球環境の保全が人類共通の課題であることを全ての者が深く認識し、それぞれの活動の場において、国際的な協調の下で積極的に推進されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減及び影響に配慮し、環境の保全等に積極的に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないようにするとともに、日常生活において資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する活動(以下「環境活動」という。)に積極的に取り組むように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を阻害することがないように公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、環境活動に積極的に取り組むように努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境活動に積極的に取り組むように努めなければならない。

2 市民団体は、基本理念にのっとり、環境活動を積極的に推進するために、市民等の参画並びに市民等への情報及び共育の機会の提供に努めなければならない。

(各主体の協働)

第8条 市、市民、事業者及び市民団体は、前4条に規定するそれぞれの責務を果たすため、パートナーシップの下で協働して環境の保全等に関する施策及び環境活動を推進しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する施策の基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標、施策の方向及び指針その他の重要事項を定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民等の参画又は協力が得られるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の進行管理)

第10条 市長は、環境基本計画の適切な進行管理を図るため、次の各号に掲げる事項に関する文書を毎年作成し、これを公表するものとする。

(1) 環境の保全等に関する施策を具体的かつ効果的に実施するための行動計画

(2) 市域における環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況及びその評価、市民等の環境活動の実施状況及びその評価等に関する報告

2 市長は、前項の文書の作成に当たっては、市民等の参画又は協力が得られるように努めるものとする。

(地球温暖化対策地方公共団体実行計画)

第11条 市長は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画であって、同条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項について定めたものをいう。）を策定するものとする。

（環境基本計画との整合）

第12条 市長は、あらゆる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めるものとする。

第3章 環境の保全等に関する基本的施策

（規制の措置）

第13条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制を講ずるものとする。

（経済的措置）

第14条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に資する活動を促進するため、必要かつ適正な経済的助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、必要があると認めるときは、その措置を講ずるものとする。

（公共的施設の整備の推進等）

第15条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる公共的施設の整備を推進するものとする。

（1） 下水道、廃棄物処理施設等環境の保全上の支障を防止するための施設

（2） 公園、緑地等自然環境の適正な整備及び利用を図るための施設

2 前項に定めるもののほか、市は、公共及び民間の施設が人の健康及び環境に配慮して整備されるよう推進するものとする。

（自然環境の保全と再生）

第16条 市は、吉井川をはじめとする地域固有の河川、里山里地等の豊かな自然環境を保全し、及び再生するため、人と自然が触れ合える機会の提供、地産地消による農林業をいかした地域づくりの推進等に努めるものとする。

（環境を大切にすまちなみづくりの推進）

第17条 市は、環境を大切にすまちなみづくりを推進するため、次世代に継承すべき歴史的又は文化的な魅力あるまちなみの形成、公共交通機関の充実及び利用の促進、防災の充実等が促進されるように努めるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第18条 市は、環境への負荷を低減するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、グリーン購入等が促進されるように努めるものとする。

（低炭素社会の実現に向けた施策の推進）

第19条 市は、低炭素社会を実現するため、エネルギーの効率的な利用及び再生可能エネルギー源の利用が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

（地球環境の保全の推進）

第20条 市は、地球環境を保全するため、国際的な協調の下で、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

（調査等の実施及び監視等の体制整備）

第21条 市は、環境の保全等に資するため、次の各号に掲げる事項に関して必要な調査及び研究を実施するものとする。

- (1) 環境の状況の把握
- (2) 環境の変化の予測及び環境の変化による影響の予測
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に必要と認める事項

2 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境共育の推進)

第22条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深め、環境に配慮した生活及び事業活動が推進されるように、環境保全等に関する共育の機会の提供、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の活動の支援)

第23条 市は、市民等が自発的に行う環境活動を促進するため、市民等が情報を交換し、連携するための機会の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第24条 市は、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を収集し、その情報を市民等に適切に提供するものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第25条 市は、事業者自らが環境への負荷の低減について目標を定め、計画的に目標の達成を図るための活動を推進し、その実施状況の点検及び評価並びに的確な環境の監査が行えるように、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 環境の保全等に関する施策の推進体制

(市民等の意見の反映)

第27条 市は、環境の保全等に関する施策に市民等の意見を反映するため、市民等の意見を聴く機会の提供に努めるものとする。

(体制の整備等)

第28条 市は、その機関相互の緊密な連携を図り、環境の保全等に関する施策を積極的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策を市民等とのパートナーシップにより推進するため、市民等による組織づくりの支援に努めるものとする。

(国等との協力)

第29条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全等に関する施策について、国、県その他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第5章 環境政策審議会

(設置及び所掌事務)

第30条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、津山市環境政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 環境の保全等に関する施策の基本的事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長

が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 関係団体の代表者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか市長が特に必要と認める者
- (任期)

第32条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第33条 前3条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年12月20日条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される津山市環境政策審議会委員の任期は、この条例による改正後の津山市環境基本条例第31条の規定にかかわらず、平成20年9月30日までとする。

(津山市環境保全条例の一部改正)

3 津山市環境保全条例(昭和49年津山市条例第29号)の一部を次のように改正する。
目次中「第5章 環境保全対策審議会(第38条～第41条)」を「第5章 削除」に改める。

第18条第4項中「津山市環境保全対策審議会」を「津山市環境基本条例(平成14年津山市条例第41号)に基づく津山市環境政策審議会」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第38条から第41条まで 削除

付 則 (平成28年3月23日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(津山市環境保全条例の一部改正)

2 津山市環境保全条例(平成19年津山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則 (平成28年9月21日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

第2節 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）」が定められています。

ここでは、第2章第2節で記載した大気汚染、騒音、水質汚濁及びダイオキシン類に係る環境基準について記載します。

1. 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、以下のとおり定められています。

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

物質	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

2. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準には、「一般地域」、「道路に面する地域」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」にそれぞれ適用される基準値があり、その場所の用途地域の指定状況に応じた基準値が適用されます。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、都道府県道及び4車線以上の市町村道において、2車線以下の場合は道路端から15mの範囲、3車線以上の場合は道路端から20mの範囲を指します。

環境基準値は「等価騒音レベル（変動騒音を、ある一定時間のエネルギー的な平均値として表した騒音レベル）」としての値で、「デシベル」は「dB」とも表示されます。

ア) 一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

イ) 道路に面する地域

地域の類型	車線	基準値	
		昼間	夜間
A	2車線以上	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	2車線以上	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	1車線以上		

- [注] 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

なお、道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用する。

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間は45デシベル以下、夜間は40デシベル以下）によることができる。	

3. 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があり、前者はすべての公共用水域に基準値が適用されますが、後者は水域ごとに類型が指定された上で基準値が適用されます。また、すべての地下水について「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の基準値（大部分の項目が、人の健康の保護に関する環境基準値と同じ）が適用されます。

生活環境の保全に関する環境基準については、河川、湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万 m^3 以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）及び海域の別に、基準値が設定されていますが、ここでは河川について記載します。

1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	「人の健康の保護に関する環境基準」の基準値	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
クロロエチレン	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下

〔注〕 人の健康の保護に関する環境基準値と地下水の水質汚濁に係る環境基準値を併記した。

2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

- 〔注〕 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

4. ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、以下のとおり定められています。

項目	大 気	水質及び水底の底質	土 壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	水質：1pg-TEQ/L以下 底質：150pg-TEQ/g以下	1,000pg-TEQ/g以下
備考	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質は除く。）の基準は、年間平均値とする。 3 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		



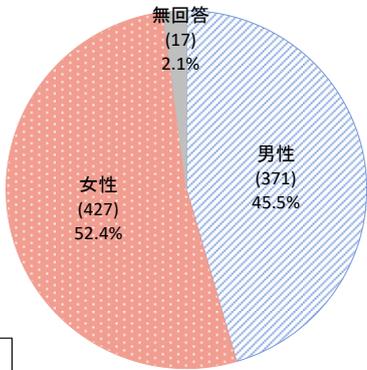
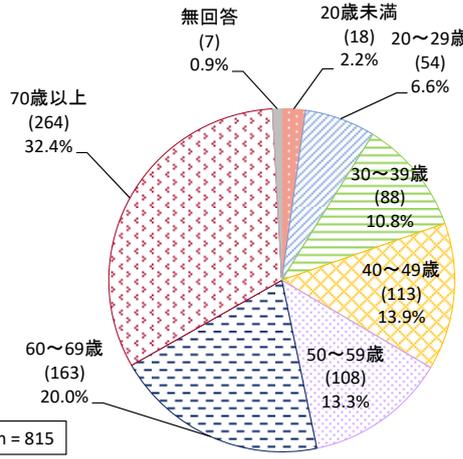
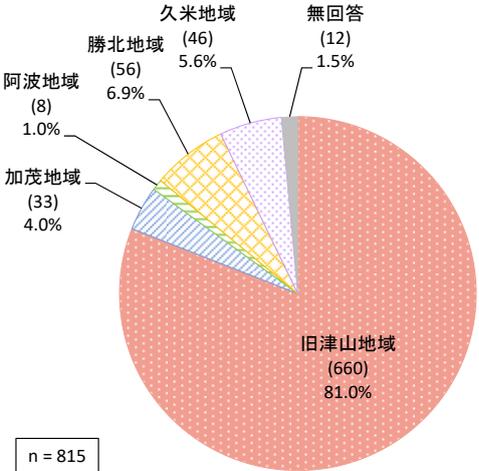
第3節 市民意識調査の結果詳細

市民意識調査（アンケート調査）の設問内容は、以下のとおりです。

- 問 1：回答者の属性（性別、年齢、居住地域、津山市での居住年数、職業、通勤・通学の主な交通手段）
- 問 2：地域の環境の現状について
- 問 3：関心のある環境問題について
- 問 4：家庭での環境にやさしい行動の実行状況について
- 問 5：地域の環境保全活動や環境学習などへの参加経験・今後の参加意向について
- 問 6：家庭での再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備などの利用状況について
- 問 7：津山市の環境に関する補助金の認知度・活用経験について
- 問 8：第2次計画の認知度について
- 問 9：COOL CHOICEの認知度について
- 問 10：カーボンオフセット商品の認知度について
- 問 11：環境情報の発信方法について
- 問 12：重点的に今後進めるべき取り組みについて
- 問 13：津山市の将来像について
- 問 14：津山市の環境保全に関する施策や地域の環境問題などへの意見・要望（自由意見）

各設問の調査結果を、次ページ以降に記載しました。なお、グラフの左下の「n」は回答者数を示します。

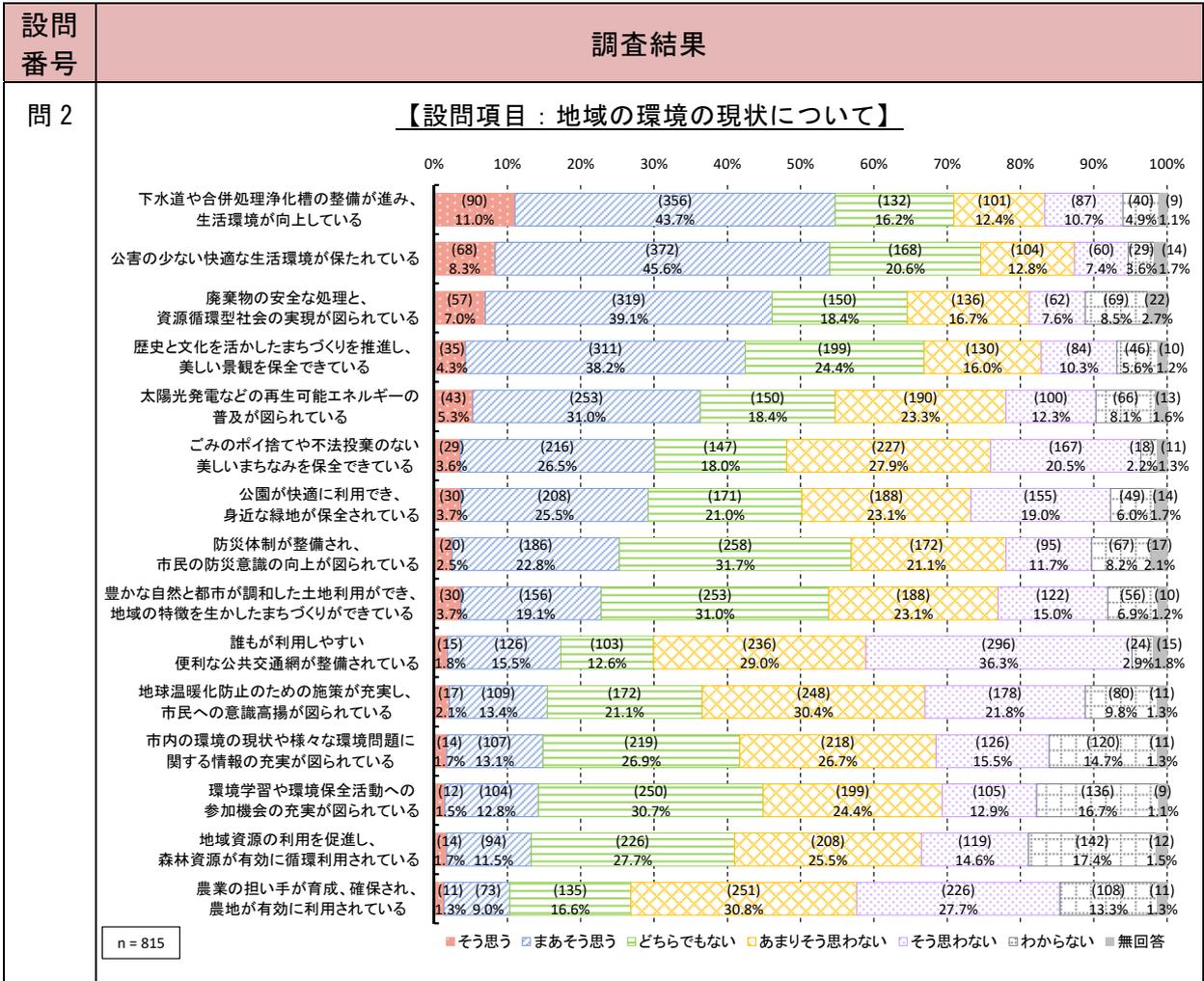
市民意識調査結果（その1）

設問番号	調査結果																																																												
問 1	<p style="text-align: center;">【設問項目：回答者の属性】</p> <p>①性別</p>  <table border="1"> <caption>性別分布</caption> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性</td> <td>427</td> <td>52.4%</td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>371</td> <td>45.5%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>17</td> <td>2.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 815</p> <p>②年齢</p>  <table border="1"> <caption>年齢分布</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70歳以上</td> <td>264</td> <td>32.4%</td> </tr> <tr> <td>60~69歳</td> <td>163</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>50~59歳</td> <td>108</td> <td>13.3%</td> </tr> <tr> <td>40~49歳</td> <td>113</td> <td>13.9%</td> </tr> <tr> <td>30~39歳</td> <td>88</td> <td>10.8%</td> </tr> <tr> <td>20~29歳</td> <td>54</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>20歳未満</td> <td>18</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>7</td> <td>0.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 815</p> <p>③居住地域</p>  <table border="1"> <caption>居住地域分布</caption> <thead> <tr> <th>居住地域</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧津山地域</td> <td>660</td> <td>81.0%</td> </tr> <tr> <td>勝北地域</td> <td>56</td> <td>6.9%</td> </tr> <tr> <td>久米地域</td> <td>46</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <td>加茂地域</td> <td>33</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>阿波地域</td> <td>8</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>12</td> <td>1.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 815</p>	性別	人数	割合	女性	427	52.4%	男性	371	45.5%	無回答	17	2.1%	年齢	人数	割合	70歳以上	264	32.4%	60~69歳	163	20.0%	50~59歳	108	13.3%	40~49歳	113	13.9%	30~39歳	88	10.8%	20~29歳	54	6.6%	20歳未満	18	2.2%	無回答	7	0.9%	居住地域	人数	割合	旧津山地域	660	81.0%	勝北地域	56	6.9%	久米地域	46	5.6%	加茂地域	33	4.0%	阿波地域	8	1.0%	無回答	12	1.5%
性別	人数	割合																																																											
女性	427	52.4%																																																											
男性	371	45.5%																																																											
無回答	17	2.1%																																																											
年齢	人数	割合																																																											
70歳以上	264	32.4%																																																											
60~69歳	163	20.0%																																																											
50~59歳	108	13.3%																																																											
40~49歳	113	13.9%																																																											
30~39歳	88	10.8%																																																											
20~29歳	54	6.6%																																																											
20歳未満	18	2.2%																																																											
無回答	7	0.9%																																																											
居住地域	人数	割合																																																											
旧津山地域	660	81.0%																																																											
勝北地域	56	6.9%																																																											
久米地域	46	5.6%																																																											
加茂地域	33	4.0%																																																											
阿波地域	8	1.0%																																																											
無回答	12	1.5%																																																											

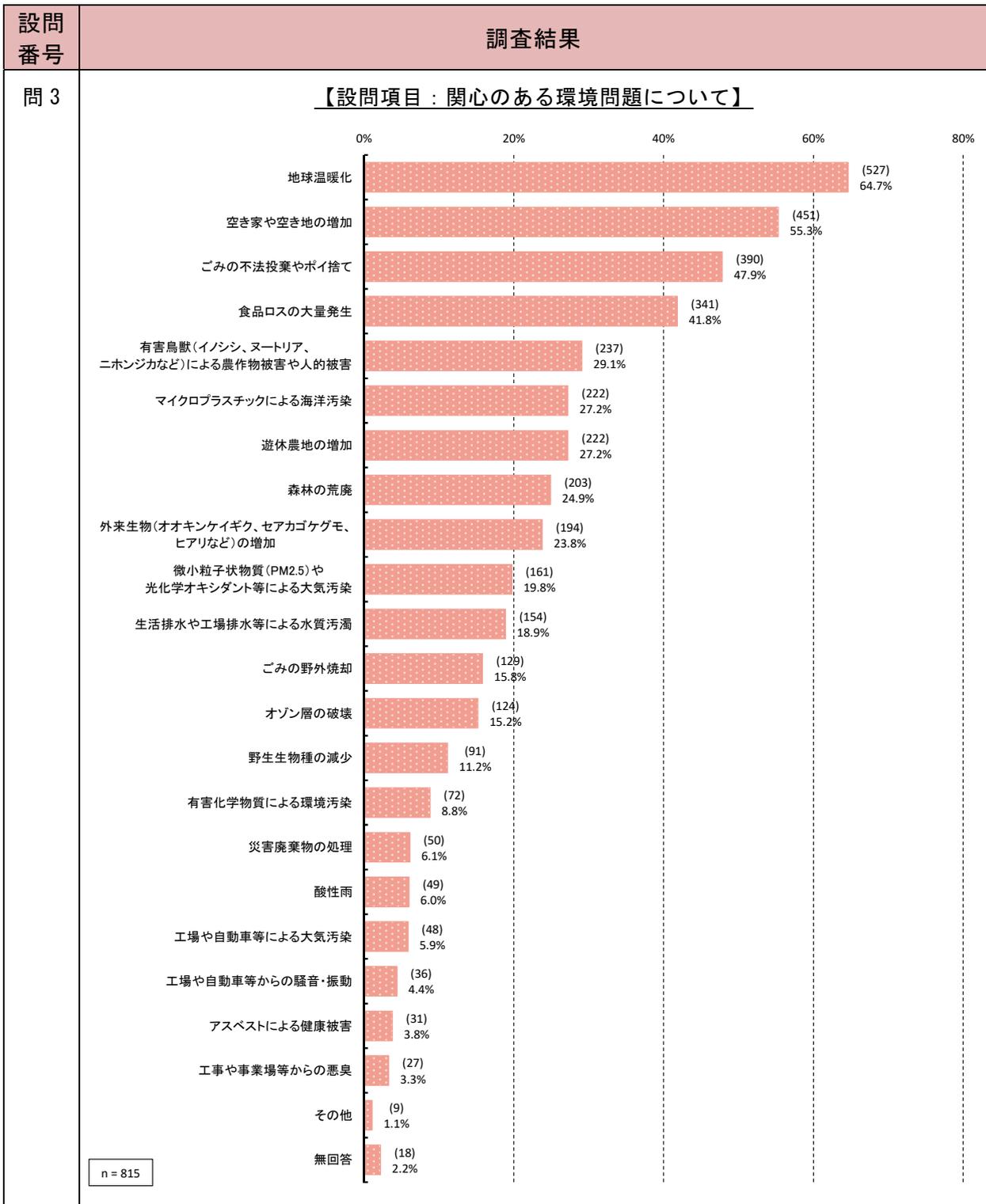
市民意識調査結果（その2）

設問番号	調査結果																																																																																							
問 1	<p>④津山市での居住年数</p> <table border="1"> <caption>④津山市での居住年数</caption> <thead> <tr> <th>居住年数</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以上</td> <td>647</td> <td>79.4%</td> </tr> <tr> <td>10～19年</td> <td>89</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5～9年</td> <td>37</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>1～4年</td> <td>28</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>7</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>7</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>815</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤職業</p> <table border="1"> <caption>⑤職業</caption> <thead> <tr> <th>職業</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会社員・団体職員</td> <td>230</td> <td>28.2%</td> </tr> <tr> <td>無職</td> <td>197</td> <td>24.2%</td> </tr> <tr> <td>家事専業</td> <td>96</td> <td>11.8%</td> </tr> <tr> <td>パートやアルバイト</td> <td>85</td> <td>10.4%</td> </tr> <tr> <td>公務員</td> <td>54</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>自営業(商工業・サービス業)</td> <td>55</td> <td>6.7%</td> </tr> <tr> <td>農林水産業</td> <td>36</td> <td>4.4%</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>25</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>30</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>7</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>815</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑥通勤・通学の主な交通手段</p> <table border="1"> <caption>⑥通勤・通学の主な交通手段</caption> <thead> <tr> <th>交通手段</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マイカー</td> <td>447</td> <td>54.8%</td> </tr> <tr> <td>通勤・通学していない</td> <td>178</td> <td>21.8%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>80</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>徒歩または自転車</td> <td>70</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>公共交通(鉄道やバス)</td> <td>13</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>送迎バス</td> <td>3</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>24</td> <td>2.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>815</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	居住年数	人数	割合	20年以上	647	79.4%	10～19年	89	10.9%	5～9年	37	4.5%	1～4年	28	3.4%	1年未満	7	0.9%	無回答	7	0.9%	合計	815		職業	人数	割合	会社員・団体職員	230	28.2%	無職	197	24.2%	家事専業	96	11.8%	パートやアルバイト	85	10.4%	公務員	54	6.6%	自営業(商工業・サービス業)	55	6.7%	農林水産業	36	4.4%	学生	25	3.1%	その他	30	3.7%	無回答	7	0.9%	合計	815		交通手段	人数	割合	マイカー	447	54.8%	通勤・通学していない	178	21.8%	無回答	80	9.8%	徒歩または自転車	70	8.6%	公共交通(鉄道やバス)	13	1.6%	送迎バス	3	0.4%	その他	24	2.9%	合計	815	
居住年数	人数	割合																																																																																						
20年以上	647	79.4%																																																																																						
10～19年	89	10.9%																																																																																						
5～9年	37	4.5%																																																																																						
1～4年	28	3.4%																																																																																						
1年未満	7	0.9%																																																																																						
無回答	7	0.9%																																																																																						
合計	815																																																																																							
職業	人数	割合																																																																																						
会社員・団体職員	230	28.2%																																																																																						
無職	197	24.2%																																																																																						
家事専業	96	11.8%																																																																																						
パートやアルバイト	85	10.4%																																																																																						
公務員	54	6.6%																																																																																						
自営業(商工業・サービス業)	55	6.7%																																																																																						
農林水産業	36	4.4%																																																																																						
学生	25	3.1%																																																																																						
その他	30	3.7%																																																																																						
無回答	7	0.9%																																																																																						
合計	815																																																																																							
交通手段	人数	割合																																																																																						
マイカー	447	54.8%																																																																																						
通勤・通学していない	178	21.8%																																																																																						
無回答	80	9.8%																																																																																						
徒歩または自転車	70	8.6%																																																																																						
公共交通(鉄道やバス)	13	1.6%																																																																																						
送迎バス	3	0.4%																																																																																						
その他	24	2.9%																																																																																						
合計	815																																																																																							

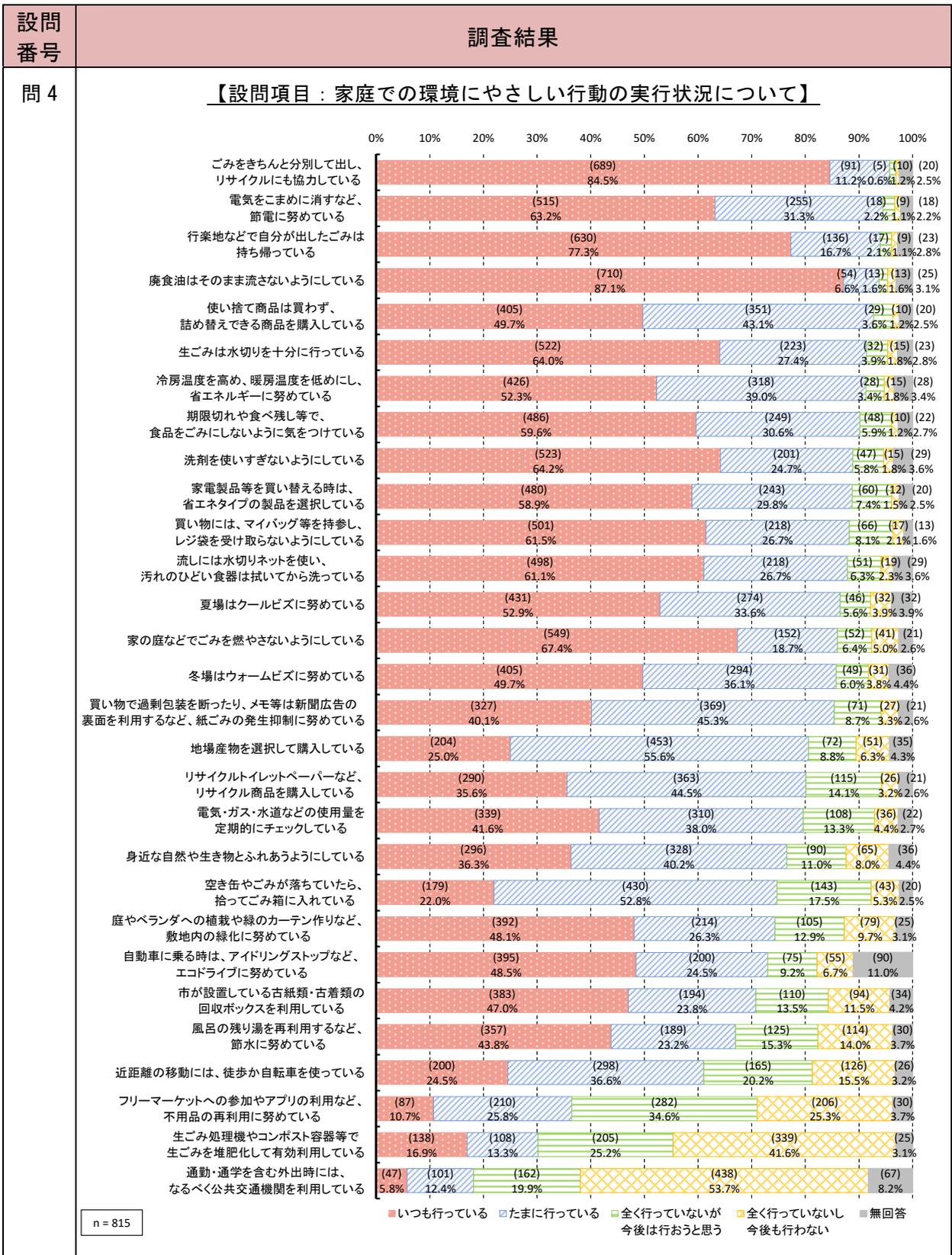
市民意識調査結果（その3）



市民意識調査結果（その4）

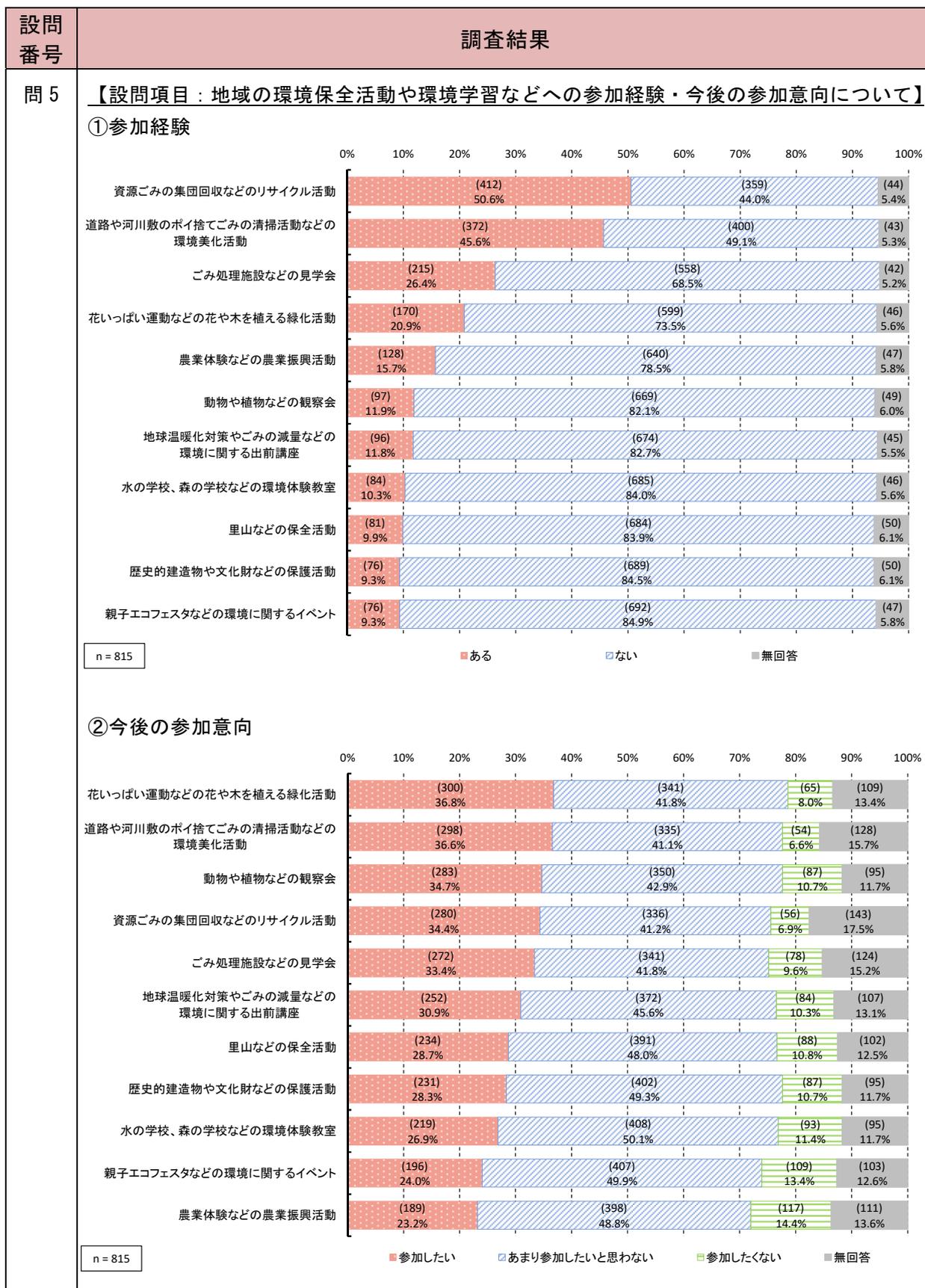


市民意識調査結果（その5）

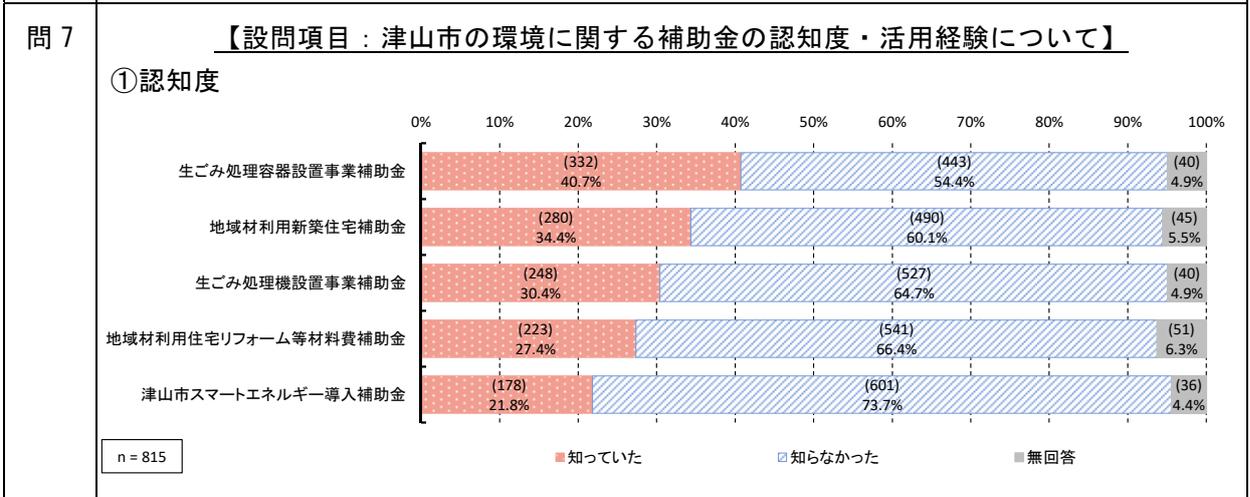
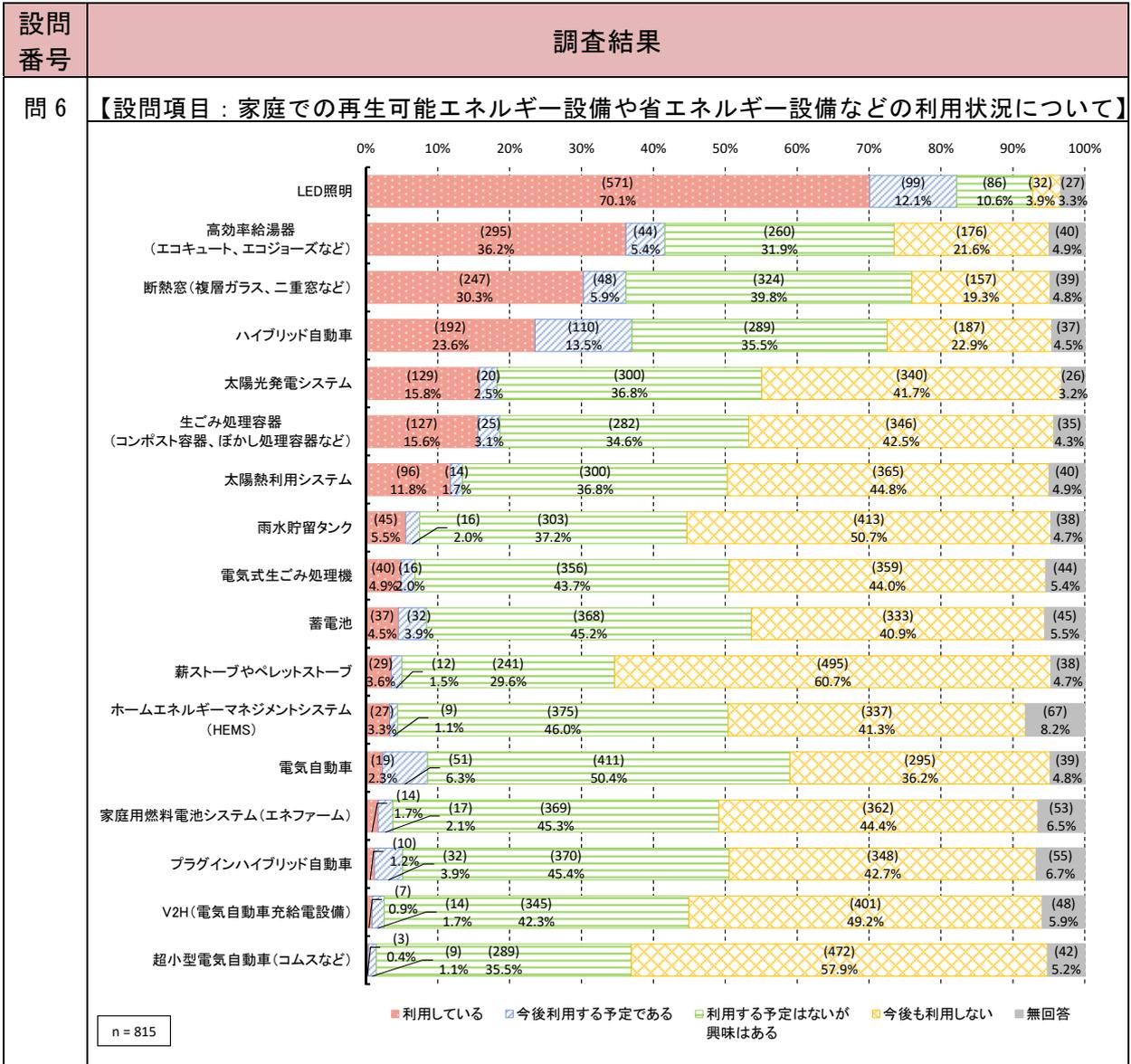


n = 815

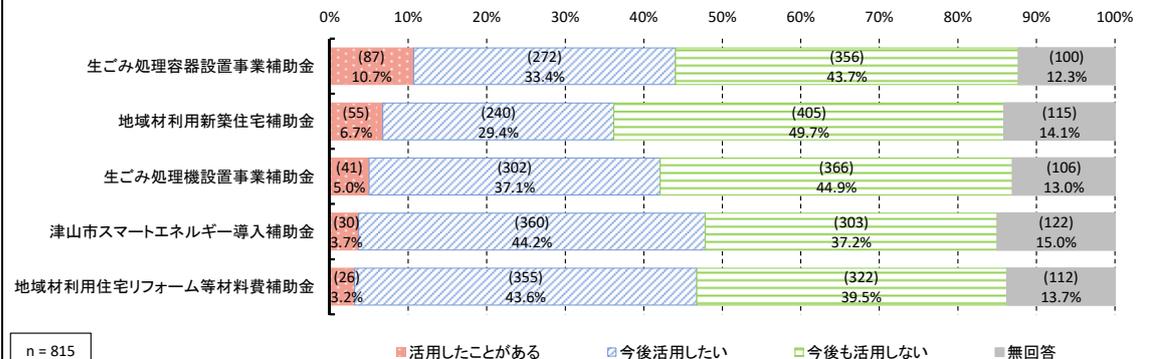
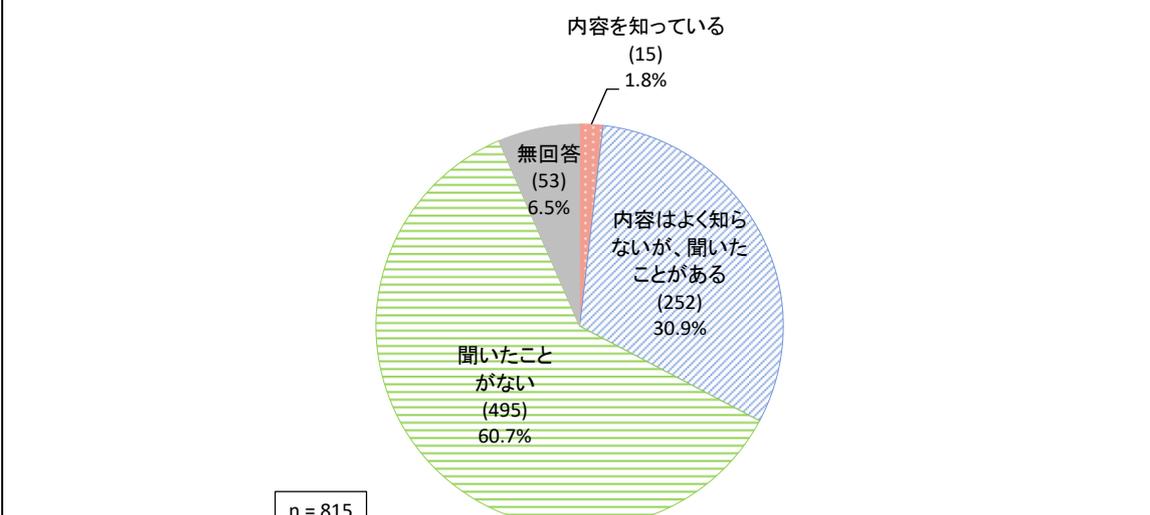
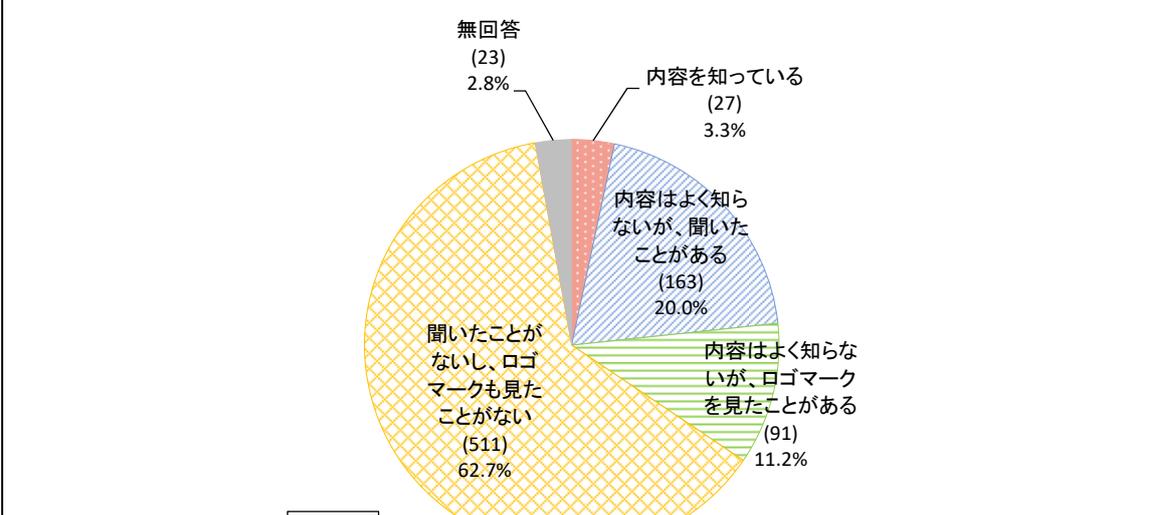
市民意識調査結果（その6）



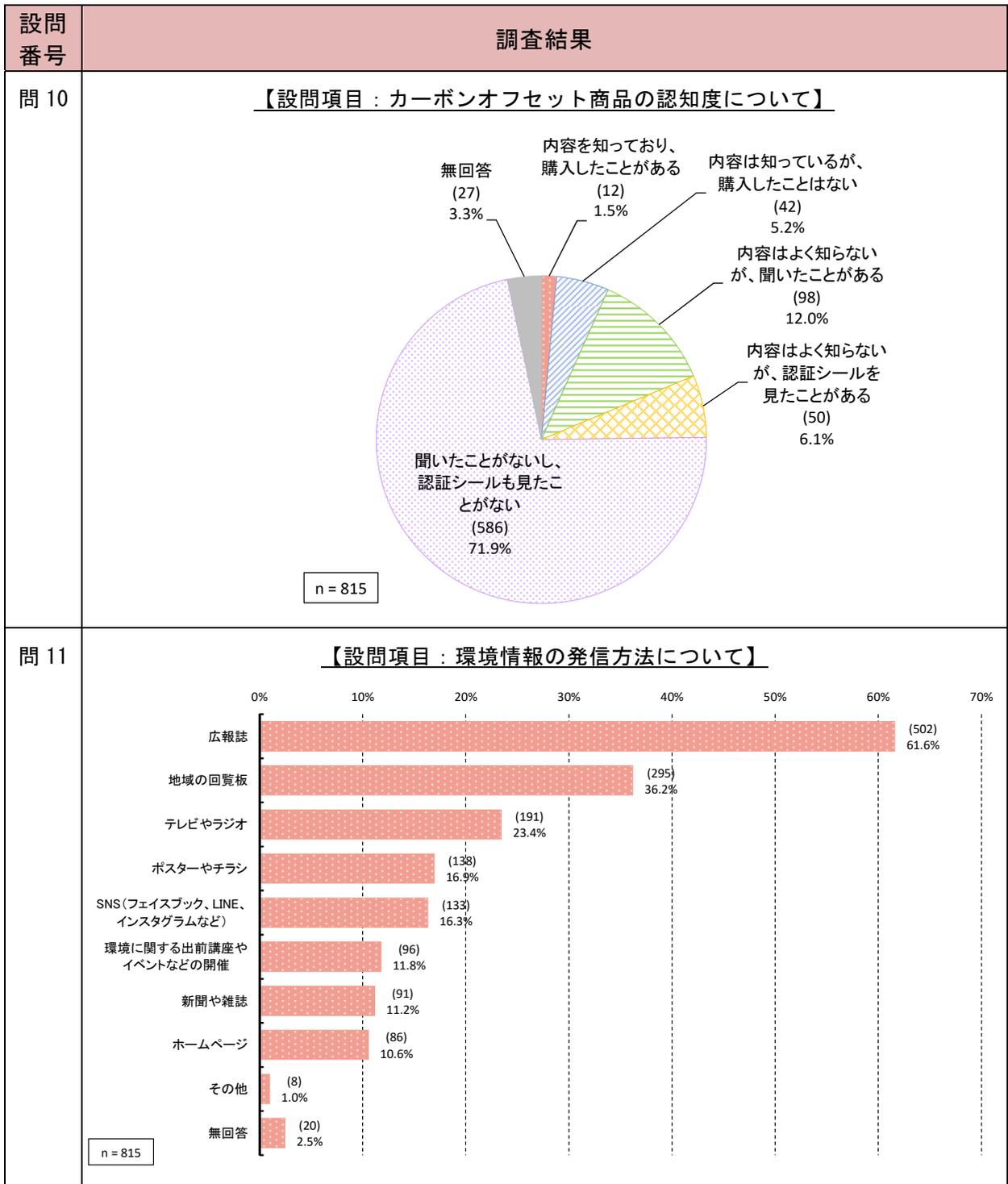
市民意識調査結果（その7）



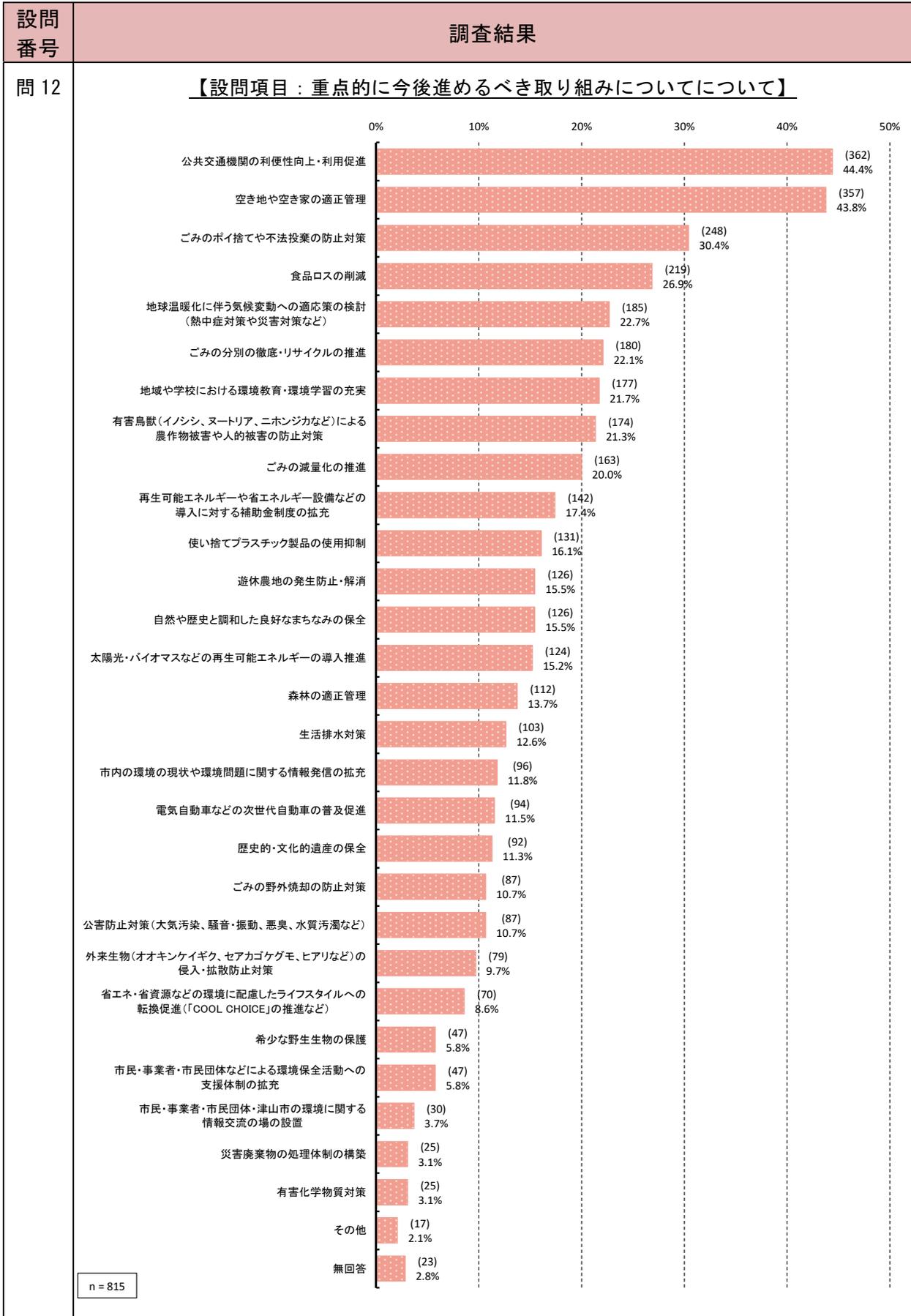
市民意識調査結果（その8）

設問番号	調査結果																														
問 7	<p>②活用経験</p>  <table border="1" data-bbox="240 380 1390 739"> <thead> <tr> <th>補助金種別</th> <th>活用したことがある (%)</th> <th>今後活用したい (%)</th> <th>今後も活用しない (%)</th> <th>無回答 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生ごみ処理容器設置事業補助金</td> <td>10.7%</td> <td>33.4%</td> <td>43.7%</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>地域材利用新築住宅補助金</td> <td>6.7%</td> <td>29.4%</td> <td>49.7%</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>生ごみ処理機設置事業補助金</td> <td>5.0%</td> <td>37.1%</td> <td>44.9%</td> <td>13.0%</td> </tr> <tr> <td>津山市スマートエネルギー導入補助金</td> <td>3.7%</td> <td>44.2%</td> <td>37.2%</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>地域材利用住宅リフォーム等材料費補助金</td> <td>3.2%</td> <td>43.6%</td> <td>39.5%</td> <td>13.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 815</p>	補助金種別	活用したことがある (%)	今後活用したい (%)	今後も活用しない (%)	無回答 (%)	生ごみ処理容器設置事業補助金	10.7%	33.4%	43.7%	12.3%	地域材利用新築住宅補助金	6.7%	29.4%	49.7%	14.1%	生ごみ処理機設置事業補助金	5.0%	37.1%	44.9%	13.0%	津山市スマートエネルギー導入補助金	3.7%	44.2%	37.2%	15.0%	地域材利用住宅リフォーム等材料費補助金	3.2%	43.6%	39.5%	13.7%
補助金種別	活用したことがある (%)	今後活用したい (%)	今後も活用しない (%)	無回答 (%)																											
生ごみ処理容器設置事業補助金	10.7%	33.4%	43.7%	12.3%																											
地域材利用新築住宅補助金	6.7%	29.4%	49.7%	14.1%																											
生ごみ処理機設置事業補助金	5.0%	37.1%	44.9%	13.0%																											
津山市スマートエネルギー導入補助金	3.7%	44.2%	37.2%	15.0%																											
地域材利用住宅リフォーム等材料費補助金	3.2%	43.6%	39.5%	13.7%																											
問 8	<p>【設問項目：第2次計画の認知度について】</p>  <table border="1" data-bbox="240 851 1390 1366"> <thead> <tr> <th>認知度</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容を知っている</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>内容はよく知らないが、聞いたことがある</td> <td>30.9%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがない</td> <td>60.7%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>6.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 815</p>	認知度	割合 (%)	内容を知っている	1.8%	内容はよく知らないが、聞いたことがある	30.9%	聞いたことがない	60.7%	無回答	6.5%																				
認知度	割合 (%)																														
内容を知っている	1.8%																														
内容はよく知らないが、聞いたことがある	30.9%																														
聞いたことがない	60.7%																														
無回答	6.5%																														
問 9	<p>【設問項目：COOL CHOICEの認知度について】</p>  <table border="1" data-bbox="240 1478 1390 1993"> <thead> <tr> <th>認知度</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容を知っている</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>内容はよく知らないが、聞いたことがある</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>内容はよく知らないが、ロゴマークを見たことがある</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがないし、ロゴマークも見なかった</td> <td>62.7%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>2.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 815</p>	認知度	割合 (%)	内容を知っている	3.3%	内容はよく知らないが、聞いたことがある	20.0%	内容はよく知らないが、ロゴマークを見たことがある	11.2%	聞いたことがないし、ロゴマークも見なかった	62.7%	無回答	2.8%																		
認知度	割合 (%)																														
内容を知っている	3.3%																														
内容はよく知らないが、聞いたことがある	20.0%																														
内容はよく知らないが、ロゴマークを見たことがある	11.2%																														
聞いたことがないし、ロゴマークも見なかった	62.7%																														
無回答	2.8%																														

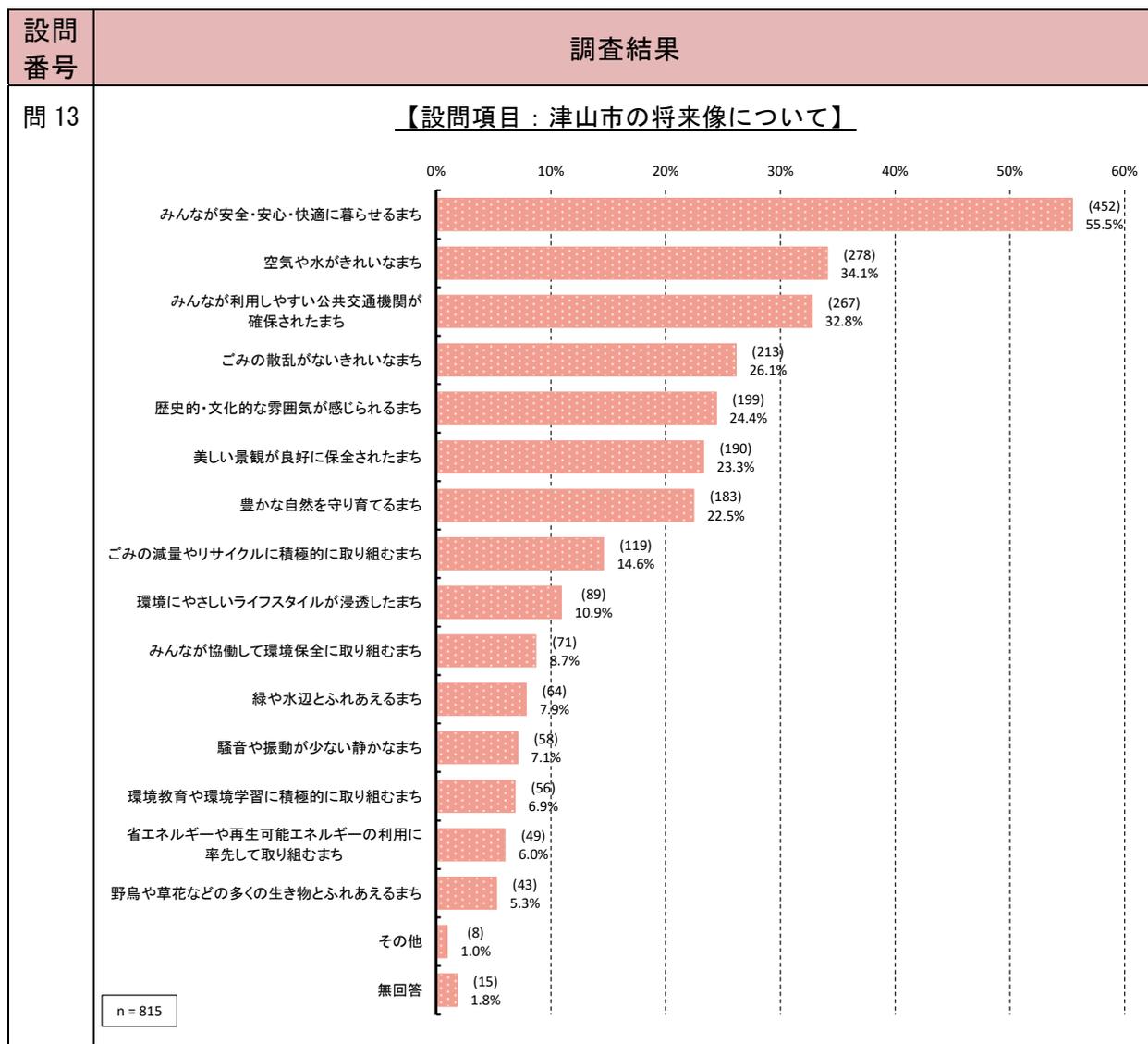
市民意識調査結果（その9）



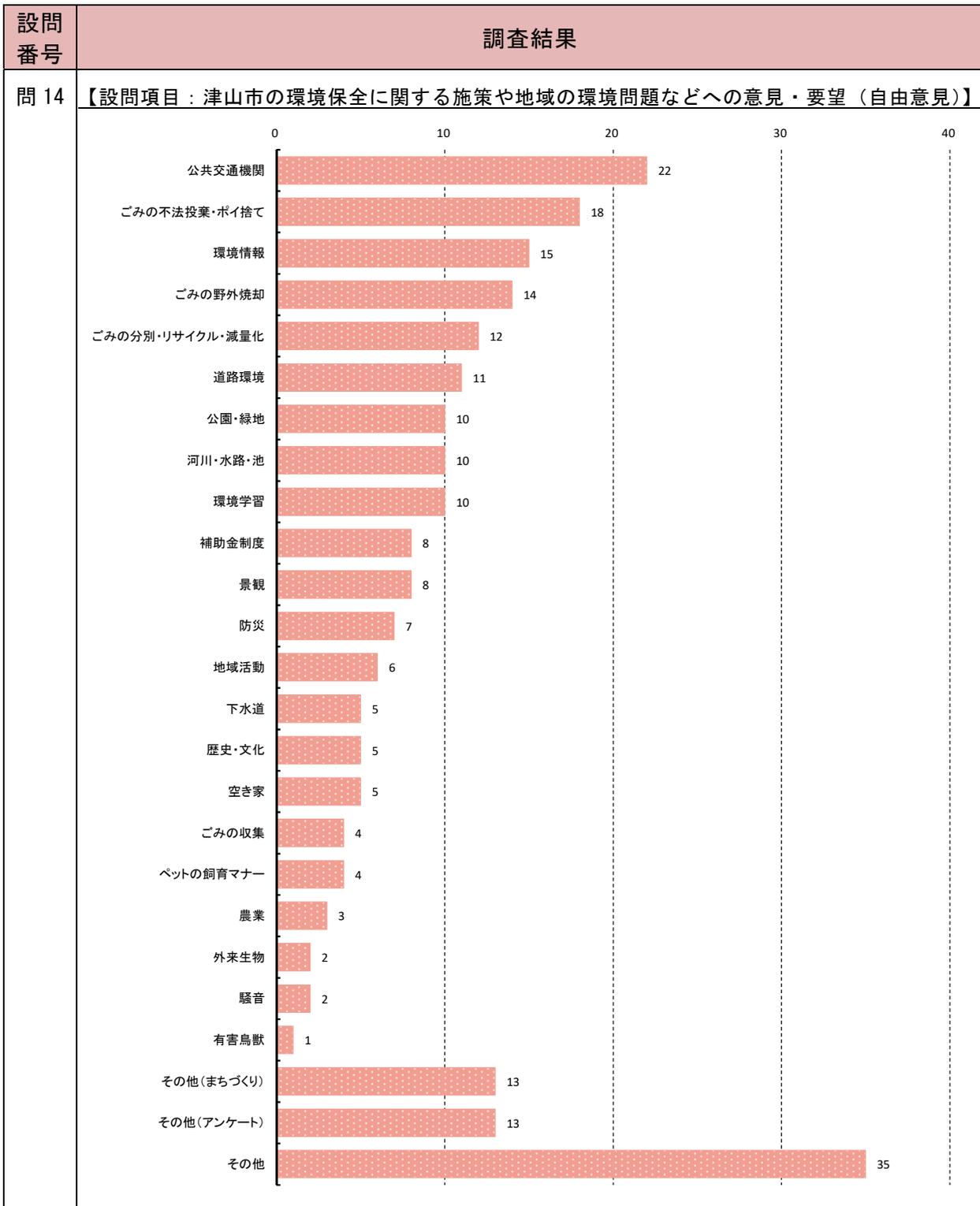
市民意識調査結果（その10）



市民意識調査結果（その11）



市民意識調査結果（その12）



第4節 第5次総合計画の開花プログラムと第2次計画の関連

第2次計画は、津山市第5次総合計画を環境面で支える計画であり、第2次計画の環境施策には、同計画を受けて掲げているものが少なくありません。

津山市第5次総合計画は、市民一人ひとりが、可能性を求め挑戦でき、10年先には希望に満ちた彩りあふれる花を咲かせるために、愛着と誇りを感じ、住み続けたいと思える津山のまちを創造することを基本理念としています。そして、めざすまちの姿を実現し、市民満足量を増加させるために、5つの「開花プログラム」(まちづくりの大綱)により、まちづくりを進めることとしています。

第2次計画の施策において、これら開花プログラムの環境保全施策に関連するものをあげると次表のとおりです。

開花プログラムに関連する第2次計画の施策(その1)

津山市第5次総合計画		第2次計画	
開花プログラム	施策の方向と主な取り組み	ビジョン及びサブビジョン	プロジェクト
I 子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり	■ 学校保健及び学校給食の充実	【ビジョン】まち 【サブビジョン】 未来を拓く、地産地消のまち	① 地場産商品を振興します。
	■ 文化財の保存 ■ 文化財の活用	【ビジョン】まち 【サブビジョン】 緑があふれ歴史を感じるまち	③ 歴史を感じるまちなみを保全します。
II 健やかで安心できる支え合いのまちづくり	■ 高齢者が活躍できる環境づくりの推進	【ビジョン】まち 【サブビジョン】 安全安心で活気あふれる楽しいまち	④ 地域コミュニティの活性化による地域共生力の向上を図ります。
III 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり	■ 農地の多面的機能の保持 ■ 地産地消の推進	【ビジョン】しぜん 【サブビジョン】 心のふるさと里山里地の豊かなまち	② 里地を活かし、保全します。
	■ 森林の適正な整備と保全 ■ 林業の担い手育成 ■ 有害鳥獣対策 ■ 里山の保全	同上	① 里山を活かし、保全します。 ③ 里山・里地などの環境について意識を高めます。 ④ 森林整備を計画的に行い、森林の持つ公益的機能の維持・向上を図ります。
	■ 未利用間伐材の搬出と活用	【ビジョン】しくみ 【サブビジョン】 エネルギーや資源の地産地消を進めるまち	② 地域バイオマス資源の利活用を推進します。 ③ 環境関連産業の振興による地域活性化を推進します。

開花プログラムに関連する第2次計画の施策（その2）

津山市第5次総合計画		第2次計画	
開花プログラム	施策の方向と主な取り組み	ビジョン及びサブビジョン	プロジェクト
IV 豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温暖化防止対策の推進 ■ 再生可能エネルギーの活用推進 ■ 省エネルギーの推進 	【ビジョン】 しぜん 【サブビジョン】 きれいな空と大地を守るまち	⑤空と大地の環境について意識を高めます。
		【ビジョン】 しくみ 【サブビジョン】 エネルギーや資源の地産地消を進めるまち	①地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入と、エネルギーの効率的利用を推進します。 (②、③も関連)
		【ビジョン】 しくみ 【サブビジョン】 省エネルギーを進めるまち	①省エネルギーを推進します。 ②省エネルギーの意識向上を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの減量化・資源化の推進 	【ビジョン】 しくみ 【サブビジョン】 ごみを減らし、資源の循環するまち	①3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活環境の保全と美しいまちづくり運動の推進 ■ 空き家の適正管理の推進 	【ビジョン】 まち 【サブビジョン】 安全安心で活気あふれる楽しいまち	③適切に管理されていない空家の解消を進めます。
		【ビジョン】 まち 【サブビジョン】 人と環境にやさしいまち	③誰もが生活しやすい環境をつくれます。
		【ビジョン】 しくみ 【サブビジョン】 ごみの落ちていない美しいまち	①ごみのポイ捨てや不法投棄を防止します。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑化の推進と緑地保全 	【ビジョン】 まち 【サブビジョン】 緑があふれ歴史を感じるまち	①身近に潤いを感じるまちづくりを推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 汚水処理施設の整備 	【ビジョン】 しぜん 【サブビジョン】 川面に吹く風の心地よいまち	①水環境を保全します。

開花プログラムに関連する第2次計画の施策（その3）

津山市第5次総合計画		第2次計画	
開花プログラム	施策の方向と 主な取り組み	ビジョン及び サブビジョン	プロジェクト
V 災害への備え と都市機能の充実 したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歴史資産の保存と町並み景観の整備 ■ 歴史資産の活用と施設整備 ■ 景観行政の推進 	<p>【ビジョン】まち 【サブビジョン】 緑があふれ歴史を感じるまち</p>	③歴史を感じるまちなみを保全します。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災情報伝達システムの整備 ■ 防災意識の高揚 	<p>【ビジョン】まち 【サブビジョン】 安全安心で活気あふれる楽しいまち</p>	①防災意識の醸成と災害対策を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自主防犯活動の推進と暴力団の排除 ■ 防犯施設の設置支援 ■ 消費生活対策の推進 	同上	②防犯意識の醸成と防犯対策を推進します。
開花プログラムの 推進方策	■ 共創・協働のまちづくりの推進	<p>【ビジョン】ひと 【サブビジョン】 子どもの時から学び、共に育つまち</p>	①環境のことを考えて行動できる人づくりを推進します。
		<p>【ビジョン】ひと 【サブビジョン】 人や情報が交流するまち</p>	<p>①人と人との交流を推進します。 ②環境情報の発信拠点を整備・運営します。 ③地域における環境活動のネットワーク化を推進します。</p>

第5節 津山市環境政策審議会規則と計画策定経過等

1. 津山市環境政策審議会規則

平成18年12月20日

津山市規則第79号

改正 平成20年3月25日規則第26号

平成25年4月1日規則第33号

平成27年4月1日規則第33号

平成28年3月23日規則第15号

平成30年6月30日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、津山市環境基本条例（平成14年津山市条例第41号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、津山市環境政策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第4条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、専門部会における調査審議の状況及びその結果を審議会に報告する。

5 前条の規定は、専門部会の会議及び議事について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境福祉部環境生活課において処理する。

(その他)

第6条 条例及びこの規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この規則による審議会の最初の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(津山市環境保全条例施行規則の一部改正)
- 3 津山市環境保全条例施行規則(昭和49年津山市規則第22号)の一部を次のように改正する。
第12条から第16条までを削り、第17条を第12条とする。
様式第10号中「(第17条関係)」を「(第12条関係)」に改める。
付 則(平成20年3月25日規則第26号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
付 則(平成25年4月1日規則第33号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(平成27年4月1日規則第33号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(平成28年3月23日規則第15号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(平成30年6月30日規則第37号)
この規則は、平成30年7月1日から施行する。

2. 津山市環境政策審議会委員名簿（令和2年度～令和3年度）

種別	所属・役職	委員名	備考
地域代表	津山市連合町内会 会長	清原 三郎	副会長
市民団体	特定非営利法人 エコネットワーク津山 会員	万波 桂子	
市民団体	津山市PTA連合会 誠道小学校PTA副会長	灰原 佳典	
事業団体	公益財団法人岡山県環境保全事業団 環境学習センター「アスエコ」 所長	山田 哲弘	
事業団体	津山商工会議所 事務局長	後藤 和哉	
事業団体	晴れの国岡山農業協同組合 津山女性部 部長	赤野 美代子	
事業団体	津山圏域工業会 会長	中村 政弘	
事業団体	津山市森林組合	福田 直樹	
事業団体	一般社団法人 岡山県建築士会津山支部 副支部長	山名 千代	
学識経験者	学校法人美作学園 美作大学 教授	宮地 啓介	会長
学識経験者	独立行政法人国立高等専門学校機構 津山工業高等専門学校 教授	中村 重之	
関係行政機関	津山市小中学校校長会 会長	池田 忠治	
関係行政機関	津山警察署 生活安全課 課長	島 弘之	
関係行政機関	岡山県美作県民局 地域政策部環境課 課長	木村 英治	

3. 計画策定経過

年度	月 日	内 容
令和 2 年度	6月 1日	市民意識調査の調査票の配布及び回収（郵送） ※令和2年7月6日回収分までを集計対象とした。
	8月17日	令和2年度第1回津山市環境政策推進本部幹事会 （1）津山市第2次環境基本計画の中間見直しに伴うアンケート調査結果について
	8月28日	令和2年度第1回津山市環境政策推進本部会議 （1）津山市第2次環境基本計画の中間見直しに伴うアンケート調査結果について
	9月23日	令和2年度第2回津山市環境政策推進本部幹事会 （1）津山市第2次環境基本計画【中間見直し版】（素案）について
	10月 7日	令和2年度第2回津山市環境政策推進本部会議 （1）津山市第2次環境基本計画【中間見直し版】（素案）について
	10月22日	令和2年度第1回津山市環境政策審議会 （1）津山市第2次環境基本計画【中間見直し版】（素案）について
	11月 2日	津山市第2次環境基本計画【中間見直し版】（素案）のパブリックコメント実施 ※意見の募集期間：11月2日から12月1日まで（必着）

暮らし、
ほんもの。



津山市第2次環境基本計画【中間見直し版】

令和3(2021)年度 ~ 令和7(2025)年度

令和3年 3月策定

津山市環境福祉部環境生活課低炭素都市推進係

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

TEL(0868)32-2051 FAX(0868)32-2158

E-mail kankyou@city.tsuyama.lg.jp

URL <https://www.city.tsuyama.lg.jp/>

【表紙デザイン原案】岡山県立津山工業高等学校 デザイン科 千原 冴さん

※津山工業高等学校にて環境授業を行い、本計画の表紙案を募集し採用させていただきました。